

## 大口町教育支援委員会設置要綱

### (設置)

第1条 障害のある児童、生徒（以下「障害児」という。）の適正な就学を図るため、大口町教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、大口町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害児の就学に関すること。
- (2) 大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特別支援教育の啓発等の事業に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する20人以内の委員で組織する。

- (1) 医師及び識見を有する者
- (2) 小学校又は中学校の職員
- (3) 児童相談センターの職員
- (4) 児童委員
- (5) 大口町の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代理する。

(会議の招集)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則 (昭和52年12月22日 教委要綱第1号)

この要綱は、昭和53年1月24日より施行する。

附 則 (平成17年10月27日 教委告示第15号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成18年5月24日 教委告示第8号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日 教委告示第4号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月28日 教委告示第15号)

この要綱は、平成26年11月28日から施行する。